

平成 2 9 年度佐賀県地域医療構想調整会議

各構想区域分科会・第 3 回会議議事概要

中部構想区域分科会・・・p 2

東部構想区域分科会・・・p 5

北部構想区域分科会・・・p 7

西部構想区域分科会・・・p 8

南部構想区域分科会・・・p 1 0

第3回中部構想区域分科会

日 時 平成30年2月7日 18:30～20:00

場 所 佐賀中部保健福祉事務所

出席者 上村座長、古賀副座長、他構成員21名、NHO 肥前精神医療センター
院長、諸隈病院理事長、病院協会オブザーバー2名

概 要

(1) 民間医療機関の機能転換について

- 諸隈病院（佐賀市）から回復期への転換について、以下の説明があった。
 - ・ 現在、急性期 30 床、慢性期 30 床であるが、31 年度（遅くとも 32 年度）に回復期 50 床（一般 20 床、地域包括 30 床）とする。
 - ・ 30 年度に施設整備を計画し、回復期転換補助金を活用したい。
- この説明について、特に異論はなく、了承された。

(2) 公的医療機関等 2025 プランについて

- 佐賀県医療センター好生館館長から 2025 プランについて、以下の説明があった。
 - ・ 高度急性期・急性期病院の基本を変更することは予定していない。病床数としては、高度急性期を増やし、急性期を減らす方向。
 - ・ 地域連携を重視しており、外来は専門外来中心にして、再来患者数を減らしていきたい。
- JCHO 佐賀中部病院院長から 2025 プランについて、以下の説明があった。
 - ・ 急性期と回復期を担っているが、急性期は高度急性期に至らない内容のものを担っていく。
 - ・ リハビリについては、今後とも充実させていきたい。
- NHO 肥前精神医療センター院長から 2025 プランについて、以下の説明があった。
 - ・ 動く重心など多岐にわたる精神疾患に対応している。
 - ・ 施設の立替も検討しているが、財源の確保に苦慮している。
 - ・ 引き続き、精神疾患における県の中核機能を担っていきたい。

- この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。
 - ・急性期病院からの受け皿が不足している傾向にあるが、JCHO 佐賀中部病院の回復期病棟は今後増やす予定はあるのか（NHO 佐賀病院院長）。
 - 急性期病棟のうち1病棟については、回復期への転換も考えるかもしれないが、決めているものではない（JCHO 佐賀中部病院院長）
 - ・回復期について、患者の流れは？（病院協会オブザーバー）
 - 自院内転棟が多い（JCHO 佐賀中部病院院長）
 - これらの協議を踏まえ、上村座長から3病院の公的医療機関等2025プランについては、地域医療構想に即したものと判断する旨の発言があり、了承された。
 - 富士大和温泉病院長から新公立病院改革プランの検討状況について、以下の説明があった。
 - ・プランについては、本年度末までに策定予定。
 - ・周辺地域に民間医療機関が少ない地理的な要因を抱えている。
 - 上村座長から富士大和温泉病院の継続協議と、前回協議された多久市立病院と小城市民病院については、プランを了承し、統合に向けた協議について、分科会で報告を求める旨の発言があり、了承された。
- (3) 第7次医療計画における地域医療構想について
- 県医務課から、第7次医療計画における地域医療構想について、これまでの総括と、今後の方針について説明があった。
 - この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。
 - ・今後、県の役割が重要となるが、病床機能や入院基本料の選択について、県が独自の考え方を示す予定はあるのか（病院協会オブザーバー）。
 - 病床機能報告については、国でも議論されているが、極端な外れ値については議論することになる。診療報酬の選択については、県が示すものではない、今回の改定に伴う体系見直しを踏まえ、各病院で選択（県医務課係長）。

- ・施設整備を伴わない回復期への転換について、報告時期はいつか（病院協会オブザーバー）
→現時点では回復期が過剰な機能ではないことから、事後になることもある（県医務課係長）。
- ・有床診療所について、増床の余地が拡大したと厚労省は説明しているが、県での対応は？若い医師が有床診療所を開設できるようにすることも必要ではないか（有床診療所協議会会長）
→診療所特例による増床の手続きは変わらない。本県では、昨年度2件承認した。本県は有床診療所の病床数が全国水準3倍あり、さらに休棟中の病床も多い。この中で、特例を適用する必要性があるのかを個別に精査することになる。
意欲のある方に開設していただくためには、現在、休棟中の有床診療所の事業譲渡を進めることや、その際、施設整備を支援するなど、診療所特例ではないやり方もある（県医務課係長）。

第3回東部構想区域分科会

日 時 平成30年2月2日 19:00～20:05

場 所 鳥栖保健福祉事務所

出席者 平井座長、坂本副座長、他構成員12名（うち代理出席2名）

概 要

（1）公的医療機関等2025プランについて

- 県医務課から、回復期の今後の見通しについて、東部においては、民間医療機関の自主的な判断により、回復期の充足が見込めるとの説明があった。
- これについて、構成員から異論はなく、県医務課からこれまでの協議を整理し、以下のNHO東佐賀病院の2025プラン修正案が示された。
 - ・回復期については、休棟病棟を再稼働し、提供する必要性は乏しい。
 - ・休棟病棟は、医療法上の許可病床が減じる。
 - ・結核医療については、県の要請に基づき、透析患者の受け入れに向け調整中である。
- これに対して、NHO東佐賀病院長から、以下のとおり発言があった。
 - ・回復期について県から納得できる説明もあり、異論はないこと
 - ・結核医療については、関係する医療機関と連携しながら、政策医療を担っていく
- 平井座長から、プラン修正案については、地域医療構想に即したものと判断する旨の発言があり、了承された。今後、NHO東佐賀病院において、本修正プランをNHO本部と協議することとされた。

（2）第7次医療計画における地域医療構想について

- 県医務課から、第7次医療計画における地域医療構想について、これまでの総括と、今後の方針について説明があった。
 - この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。
 - ・精神疾患については、在宅復帰の受け皿づくりが課題。精神疾患分野でも、体制の整備を進めてほしい（病院協会理事）。
- 第7次医療計画では、精神疾患について、医療圏・市町単位で関係

者の協議の場を設けることを明記する予定であり、対応したい（医務課係長）。

第3回北部構想区域分科会

日 時 平成30年1月31日 第2回分科会の協議に基づき書面審理

概 要

- (1) 第7次医療計画における地域医療構想について
 - ・済生会唐津病院の記述について、意見があった。

第3回西部構想区域分科会

日 時 平成30年2月6日 19:00～20:00

場 所 伊万里保健福祉事務所

出席者 小嶋座長、嘉川副座長、他構成員9名、オブザーバー7名

概 要

(1) 公的医療機関等2025プランについて

- 伊万里有田共立病院院長から、2025プランについて、以下のとおり説明があった。
 - ・伊万里市民病院と有田共立病院の統合以来、経営努力を重ねてきた。
 - ・医師については、年1名ずつ増員し、来年度は脳神経外科と泌尿器科が増、内科が減となる予定。
 - ・いつまでも急性期病棟のままでいいか悩んでいる。有田町には回復期病院がないことから、いくらかでも地域包括ケア病棟を持てればいいが、地元との協議が大事だと認識。
- この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。
 - ・西部から南部に患者が流出しており、伊万里有田共立病院には西部にない高度急性期機能を目指してほしい。なぜ、民間と同じような回復期をやろうとするのか。民間の立ち位置が決まらないうちに、回復期をもつのはどうかと思う。有田町における回復期であれば、有田町の老健施設を活用する手もある。
医業収益が常にマイナスになっていることは問題であり、入院単価も低いように感じる。(介護老人保健施設協会代表)
→高度急性期を目指すのは厳しい、脳関係は大丈夫かもしれないが。
(伊万里有田共立病院長)
 - ・高度急性期はICUでなくとも診療密度で判断できるのではないかと。診療報酬が改定され、急性期は10:1がベースとなるので、新しい報酬体系のもとで病棟構成を見直されれば、回復期を持たなくともよいのではないかと。(病院協会代表)
 - ・提出されたプランは、病院としても悩みがある中で提示されたものと理解。新しい報酬体系のもとでの試算などを行い、次回分科会に改めてプランを出されてはどうか。また、医師会、病院協会においても、伊万里有田共立病院の在り方について考えられてはどうか。(県医務課係長)

- 小嶋座長から、伊万里有田共立病院の２０２５プランについては、継続協議とする旨の発言があり、了承された。
 - JCHO伊万里松浦病院長から、２０２５プランについて、以下のとおり説明があった。
 - ・移転問題については、長崎県と厚生労働省の協議が整い、６７床で松浦市における開設許可を得た。
 - ・伊万里市からは、市の負担を伴わないサテライト診療所の設置、健診の継続、跡地の適切な管理について要望をもらっている。
 - この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。
 - ・松浦市へ移転後の医師の派遣はどこからくるのか（病院協会代表）
→長崎大学から松浦市は遠いという話もあり、佐賀大学にお願いしないといけなと感じている（JCHO伊万里松浦病院長）。
 - 小嶋座長から、JCHO伊万里松浦病院の２０２５プランについては、了承する旨の発言があり、了承された。
- (2) 第７次医療計画における地域医療構想について
- 県医務課から、第７次医療計画における地域医療構想について、これまでの総括と、今後の方針について説明があった。

第3回南部構想区域分科会

日 時 平成30年1月31日 19:00～20:00

場 所 杵藤保健福祉事務所

出席者 中村座長、嘉川副座長、他構成員18名（うち代理2名）、
オブザーバー4名

概 要

（1）公的医療機関等2025プランについて

○ NHO嬉野医療センター院長から、2025プランについて、前回の各構成員からの意見を踏まえた修正案について、以下のとおり説明があった。

- ・高度急性期、急性期を担っていきたい。前回は高度急性期を減らすこととしたが、修正案では、高度急性期を増やすこととしている。
- ・地域連携が重要であることは、前回の協議でよくわかった。体制を充実させていきたい。
- ・歯科口腔外科など地元から要望が強いものについては、何とか対応していきたい。

○ この説明を踏まえ、意見交換を行ったところ以下の意見があった。

- ・地域連携を重視する姿勢はありがたいが、どのような体制を考えているのか（オブザーバー参加の民間病院長）。
→人員増は NHO 本部と協議する必要があるが、厳しいものがあるが、SW 任せにするのではなく、我々も入っていき体制を整えたい（NHO 嬉野医療センター院長）
- ・感染症対策などはどのように対応するのか（病院協会オブザーバー）
→第二種病床をもっているが、新型インフルエンザなどは ICU で対応することになる（NHO 嬉野医療センター院長）
- ・前回の協議を踏まえ、南部医療圏の中核医療機関にふさわしいプランになっている。民間でできないことに対応してもらっている。民間は、これを踏まえて対応していきたい（武雄杵島医師会長）
- ・周術期の口腔ケア管理について、病院と連携して対応したい（武雄杵島歯科医師会長）

○ 中村座長から、前回の協議を踏まえ修正され、地域医療構想に即したものと判断する旨の発言があり、了承された。

(2) 第7次医療計画における地域医療構想について

- 県医務課から、第7次医療計画における地域医療構想について、これまでの総括と、今後の方針について説明があった。